

「春風ヒューマの会」会則

2013年9月16日制定

第1条 (名称)

本会の名称は「春風ヒューマの会」とする。

第2条 (目的)

本会は、競走馬引退後、警視庁 第三方面交通機動隊 騎馬隊で第二の馬生を全うした本馬（競走馬名：トウショウヒューマ、騎馬隊名：春風）が終生健康で幸せな馬生を送ることができるよう、支援することを目的とする。

第3条 (所在地)

事務局は、以下「引退馬ネット」内に置く。

〒069-1317 北海道夕張郡長沼町東8線北2番地（「引退馬ネット」内）

第4条 (所有権)

本馬の所有権は、本会に帰属する。

第5条 (運営)

本会は、引退馬ネットと会員有志が運営する。

第6条 (馬の管理)

本馬の管理は、本会が選んだ預託先にて行う。

第7条 (会員および会費)

第1項：本会は、第2条の「目的」を実現する為に、協力する会員によって構成される。

第2項：会員は、本馬の繋養と会の運営にかかる経費を、会費として負担する。

第3項：会費は、一口3,000円とする。口数制限は設けない。
申し出ることにより、減額払いを可とする。

第4項：会員は、毎月末日迄に翌月の会費を納入する。
半年払い、年払いの前納も可とする。

第5項：会の円滑な運営の為に、会費の増減ならびに支払の一時休止等の要望は、事前に連絡する。

第 8 条 (退会および会員登録の抹消)

会員は自らの意思で退会することができる。

また、当会や預託牧場に対する迷惑行為を繰り返す場合には、会員登録を抹消することがある。

第 9 条 (その他)

牧場訪問は自己責任において行い、見学の際には施設管理者の指示に従うものとする。見学中に会員および同行者に生じた事故については本会および該当牧場は賠償責任を負わない。

また、会員が施設に与えた損害についても、本会は責を負わない。

第 10 条 (解散)

本会は、本馬が馬生を終え、事後処理が済んだ時点で解散するものとする。また、会費に余剰金がある場合には、引退馬ネットに寄付することとし、他の馬の余生に役立てるものとする。

以上